

有機農業推進総合対策事業実施要領

農林水産省農産局長通知

制 定 令和4年4月1日 3農産第3652号

最終改正 令和8年4月7日 7農産第5532号

第1 通則

有機農業推進総合対策事業の実施に当たっては、有機農業推進総合対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3651号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日付け農林水産省告示第1605号。以下「有機JAS規格」という。）箇条5を満たす生産方法（有機JAS規格3.2に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機JAS認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第3 事業実施主体及び支援対象者の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、以下の要件を全て満たすものとする。

1 事業実施主体の要件

- (1) 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (2) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- (3) 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 補助金交付に係る事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守するための規定

や体制を有し、情報通信技術に関する知見を有する者が参画していること。

(6) 第5の1(2)に定めるオーガニックプロデューサーについて、本事業の目標達成に必要な者をあらかじめ選定していること。

(7) 総合的な判断力を有し、本事業に携わる民間有機指導団体を含めた全ての関係者と連携し、本事業を遂行できる体制になっていること。

2 支援対象者の要件

(1) 第5の1(3)における支援対象者の要件は、以下のアからエまでの全ての要件を満たすものとする。

ア 営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内であること又は今後取り組むことを予定していること。

イ 過去に有機 JAS ほ場実地検査を受けていないこと。

ウ 本事業終了後、有機 JAS 認証を取得し、継続する意向があること。

エ 事業実施主体が事業実施年度の翌年度以降に行う有機 JAS 認証取得状況調査に協力すること。

(2) 第5の2(5)に取り組む支援対象者は、以下のアからウまでの要件を全て満たし、かつ、事業実施主体が別に定める実施要領により応募した者の中から選定するものとする。

ア 事業実施期間中に認証機関による検査を受検すること。

イ 過去に有機加工食品の有機 JAS 認証取得に向けた国費支援を受けていないこと。

ウ 本事業終了後も、第5の2(3)のセミナーにおける認証取得に関する事例発表等や、事業実施主体又は農林水産省が実施する調査等に協力すること。

第4 補助対象となる経費及び要件

1 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費については以下のとおりとする。

ア 本事業の補助対象経費の範囲及び補助率については、交付等要綱別表のとおりとする。

イ 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、他の事業等と区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。

(2) 次の取組は補助対象とならない。

ア 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施し、又は既に実施を完了した取組

イ 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

ウ 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費

エ 販売促進のための新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアによる宣伝及び広告

(3) 補助金の返還

農林水産省は、次に抱える事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を

求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由もなく、かつ、改善の見込みもないと認めるときには、補助金の一部の減額若しくは交付決定の取消し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

2 第5の2に定める取組項目の実施に当たって、リース契約を行う場合は以下の事項を順守するものとする。

(1) リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）とする。

(2) 機械の範囲

機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

ア 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。

イ 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

(3) 機械の利用条件

ア 有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。

イ (1)に定める利用者が共同利用するものであること。

(4) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

イ リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。

ウ リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

オ リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。

(5) リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以

内

イ リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2以内

第5 事業の内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 有機農業新規参入促進事業

- (1) 有機農業者数の増加を図ることで有機農業の取組面積を拡大させる意向のある産地（以下「拡大産地」という。）等における課題等の把握及び支援策の検討

拡大産地や農業者が有機農業の取組に関して有する課題や要望の把握を行った上で、必要な支援策について検討し、実施に向けた調整を図るため、以下の取組を行う。

ア 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、検討・調整を行う取組。

イ 拡大産地等における課題・要望の把握

拡大産地からのヒアリングを実施するとともに、全国の拡大産地や農業者からの相談を受け付ける窓口を設置することで、拡大産地等における有機農業者数の増加に向けた課題や要望を把握する取組。

ウ 総合的な取組の実施に関する検討・調整

アで把握した拡大産地等の課題・要望を踏まえ、(2)及び(3)の支援の実施の必要性について総合的に検討を行うとともに、これら支援の実施に向けて拡大産地等と調整を行う取組。

- (2) オーガニックプロデューサーや民間有機指導団体との連携による産地支援

(1)で把握した拡大産地等における課題・要望のうち、販売戦略に関するものに対応するため、以下の取組を行う。

ア オーガニックプロデューサーの派遣

拡大産地に対して、オーガニックプロデューサーを派遣し、有機農産物等の販売戦略（物流や販売先の確保等の販路拡大に関する課題への対応を含む。以下本項において同じ。）の提案や助言等を行う取組。

なお、オーガニックプロデューサーは、次の(ア)及び(イ)に該当する者の中から、事業実施主体が選定する者とする。ただし、事業実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）をオーガニックプロデューサーに選定することはできないものとする。

(ア) 拡大産地における有機農産物等の販売戦略を企画・提案し、助言ができる者

(イ) 次の①から④までのうち1つ以上に該当する者

① 地域や近隣の有機農業者が容易に意見や情報を交換することのできる関係を構築する意欲及び能力を有する者

- ② 拡大産地に新たな販路を提供する意欲及び能力を有する者
- ③ 農用地確保を希望する新規就農者に対して、拡大産地への紹介等の適切な伴走支援を行う意欲及び能力を有する者
- ④ その他事業実施主体がオーガニックプロデューサーに任命することが適当であると認めた者

イ 栽培技術の現地指導・研修会等の指導活動

(1)で把握した拡大産地等における課題・要望のうち、有機農業の栽培技術に関するものに対応するため、民間有機指導団体と連携して、有機農業に関する指導者を拡大産地に派遣し、農業者には有機農業の栽培技術を習得させるための現地指導、当該指導に必要な資料の作成等を行う取組。

(3) 有機 JAS 制度に関する研修の受講等の支援

有機 JAS 制度やその技術的基準等の習得に関して農業者が有する課題等((1)で把握した拡大産地等における課題・要望を含む。)を基に、第3の3の要件に該当する支援対象者に対し、有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の機会を提供するため、以下のア及びイにより必要な経費を支援する取組。

ア 有機 JAS 講習会の補助

対象経費は、講習会受講料(教材費を含む。)の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり30,000円とする。ただし、交通費、宿泊費は対象外とする。

イ 有機 JAS ほ場実地検査の補助

対象経費は、検査料(検査員の交通費を含み、宿泊費は除く。)の実費のみとし、上限額は1支援対象者当たり90,000円とする。

2 有機加工食品原料国産化支援事業

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方、その他本事業の成果目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者を招集し、調整・検討を行う。

(2) 国産有機加工食品原料産地調整・共同調達実証

国産有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、以下の取組を実施する。

ア 流通加工事業者の需要の取りまとめ

流通加工事業者の国産有機加工食品原料の使用量を把握するための需要の取りまとめ

イ 作付計画の調整

アに基づき、安定供給に向けた産地との作付計画の調整

ウ 収穫調製施設の共同利用等の共同調達実証の実施

ア及びイに基づいて生産された国産有機加工食品原料の収穫調製に必要な共同利用施設の借上げや共同配送の調整などのモデル的な取組

エ 国産有機加工食品の試作品開発

ア及びイにより生産される品目の国産有機加工食品の試作品の開発

オ その他

その他国産有機加工食品原料の生産・取扱い拡大に繋がるモデル的な取組の実施

(3) 事業者向けセミナー等の開催

国産有機加工食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解増進のため流通・加工等の事業者に対して行う以下の取組を実施する。

ア 有機加工食品の JAS 規格の説明や加工・小分け等の事例紹介

有機加工食品における原材料の分別管理方法等の JAS 規格に係る説明、6次産業化や農商工等連携の取組を通じた国産有機加工食品の製造事例等を紹介するセミナーの開催

イ 流通効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣

現場の先進的な取組の横展開を推進するため、共同配送等による流通効率化に向けた事例を紹介するセミナーの開催や、流通効率化の提案・助言を行う専門家の派遣

ウ 事業者向け情報の発信

有機農産物の品質や利用方法等に係る事業者向け情報やマーケットの動向等の情報の発信

(4) 産地と事業者のマッチングの推進

有機農産物の取引を希望・検討する事業者と有機農産物を生産する農業者とのマッチングを促進する商談会を開催する。商談会では、事業者や農業者が各々の取組を紹介できる場や機会を設けるなど、マッチングが効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(5) 有機 JAS 認証の取得等の取組に対する支援

国産有機加工食品を製造する者又は取り扱う者の増加を図るため、国産有機加工食品の加工又は流通に新たに取り組む意向のある事業者のうち第5の2(2)に定める要件を満たす者(以下「支援対象者」という)が行う、以下の取組に必要な経費を支援する。ただし、1支援対象者当たりの支援上限額は80万円とし、他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組は補助対象としない。

ア 有機 JAS 認証の取得

有機 JAS 認証(有機加工食品の日本農林規格(令和4年財務省・農林水産省告示第18号)に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し認証するもの(小分け認証を含む。))の取得に当たって必要な取組

対象経費は、新たな有機 JAS 認証の取得に必要な認証取得費(必須となっている講習会等の受講料、認定申請料、実施検査費用(検査旅費を含む。))、検査報告書作成費、判定費用)とする。

イ 市場調査

国産有機加工食品の需要や消費動向等に係る実態把握等の取組

対象経費は、国産有機加工食品に関する実需者の意向把握調査や、実需者及び消費者の需要量調査、消費動向調査等の市場調査に必要な賃金等、通信・運搬費、資料購入費、印刷製本費、消耗品費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費とする。

ウ 商品開発

国産有機加工食品の試作品の開発に係る取組

対象経費は、国産有機加工食品の試作品等の商品開発に必要な賃金等、原材料

費、消耗品費、旅費、謝金、役務費とする。

エ 広報

消費者等の理解醸成に向けた国産有機加工食品に係る情報発信等の取組

対象経費は、国産有機加工食品の生産・取り扱い拡大に向けた実需者や消費者の理解醸成のための情報発信等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、情報発信費、旅費、役務費、雑役務費とする。

3 国産有機農産物等需要拡大支援事業

(1) 国産有機サポーターズと連携した国産有機農産物等の消費者需要喚起

国産有機サポーターズ（農林水産省が事務局を務める国産有機食品（有機農畜産物及びその加工品）を取り扱う小売事業者及び飲食サービス事業者のプラットフォームのことをいう。以下同じ。）と連携して、国内における有機農産物等の生産から流通・加工、消費までの取組等を把握できる消費者参加型のワークショップ等（セミナー、イベント企画等を含む）を開催するとともに、各種事例の紹介等による消費者への啓発や、事業者の展示会・イベントへの出展等の取組。

なお、ワークショップ等の開催に当たっては、消費者が、見る・食べる・触れる・考える等の経験を通して、国産有機農産物等の生産の特徴（栽培方法や地域資源の有効活用）及び生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果、これら農産物を原材料とした様々な有機加工食品の開発動向等について学ぶことができる催しとして企画する。また、消費者への啓発や、事業者の展示会・イベントへの出展等の取組の実施に当たっては、国産有機サポーターズ参加事業者が個々に行う取組を紹介する等により、国産有機農産物等や、国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う事業者に消費者の注目や関心が高まるよう工夫するものとする。

(2) 生産者と事業者とのマッチング促進

有機農産物等の生産者と、有機農産物等の取引を希望又は検討する小売事業者、外食事業者及び中食事業者とのマッチングを促進する商談会を開催する取組。なお、商談会では、各生産者が各々の取組を紹介可能な場や機会を設けるなど、マッチングが効率的・効果的に行われるように配慮するものとする。

(3) 取組の情報発信

国産有機サポーターズ等の国産有機食品を取り扱う小売事業者、外食事業者等の取組や有機農業に取り組む生産者の取組をホームページ、SNS 等を用いて広く情報発信する取組及びそのために必要な調査の取組。

第6 事業の成果目標

成果目標は、以下の1から3までとし、目標年度は事業実施年度とする。

1 支援を行った拡大産地数

第5の1により支援を行った拡大産地の数 10以上

2 有機 JAS 制度に関する研修の受講等の支援対象者数

第5の1により有機 JAS 講習会の受講及び有機 JAS ほ場実地検査の受検の支援を行った農業者の人数 延べ30人以上

3 第5の2を実施した結果、有機加工食品原料の取扱量を拡大させた事業者数 10

以上

第7 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、交付等要綱第4第2項の規定に基づき事業実施計画を作成するものとする。

なお、事業実施計画に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの（内容の変更がないものに限る。）は、その添付を省略できるものとする。

(2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の新設又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増

エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減

オ 成果目標の変更

2 事業の交付決定及び事業着手

(1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) (1)のただし書の規定により交付決定前に事業に着手する場合にあつては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1号により農産局長に提出するものとし、かつ、交付等要綱第6第1項の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

(3) 農産局長は、事業実施主体が(1)のただし書の規定に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 間接補助事業の実施

(1) 第5の1(3)の有機JAS制度に関する研修の受講等を行う支援対象者への交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。

ア 要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別記様式第7号により農産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

イ 支援対象者の公募及び採択

(ア) 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別記様式第8号により取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

ウ 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

(ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者から(ア)の報告があった場合は、内容に不備等がないことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

エ 支援対象者の進捗状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

オ 支援対象者の認証取得状況報告

事業実施主体は、支援対象者における有機 JAS 認証の取得状況(未取得の場合にはその理由)を把握するため、事業実施年度の翌年度から令和 11 年度まで、毎年度、支援対象者に対し、6 月末までに有機 JAS 認証の取得状況について報告させるものとする。

(2) 第5の2の支援対象者への補助金の交付等に係る手続は次のとおり行うものとする。なお、支援対象者は2者を想定しているが、これ以上の応募があった場合は予算の範囲内で支援するものとする。

ア 事業実施要領の作成

事業実施主体は、本取組の実施に当たり、あらかじめ、取組の趣旨、内容、仕組み、支援対象者への補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、別記様式第7号により農産局長に提出の上、その承認を受けるものとする。

イ 支援対象者の公募及び採択

(ア) 事業実施主体は、支援対象者を公募し、その際、応募者から書面を提出させ、提出のあった書面について審査を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で支援対象者を選考・採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

また、応募人数が定員に達した場合又は応募のあった額の総額が予算の範囲を超過することとなった場合には、事業実施主体は書面審査を踏まえ、予算の範囲内で書面審査に合格した者について、別添に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から順に(ポイントが同じ応募者間にあっては、応募額の低い者から順に)支援対象者を選考し採択するものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者の採択結果を別記様式第8号により取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

ウ 支援対象者の進捗状況把握

事業実施主体は、必要に応じて支援対象者から報告を求めること等により、取組の進捗状況を把握するものとする。

エ 支援対象者の実績報告及び補助金の交付

(ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、取組完了後の実績報告を求めるものとする。

(イ) 事業実施主体は、支援対象者からアの報告があった場合は、内容に遺漏なきことを確認した上で、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

第8 収益納付

事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得た場合には、交付等要綱第24第1項の規定に基づき、別記様式第2号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。

なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までに別記様式第3号により農産局長に提出するものとする。なお、当該報告書の提出をもって第10第1項の報告の提出に代えることができるものとする。
- 2 農産局長は、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自ら事業実施結果の評価を行い、その報告（以下「評価報告」という。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに別記様式第4号により農産局長に提出するものとする。
- 2 農産局長は、前項の規定により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて、遅滞なく点検・評価を行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 農産局長は、第1項の規定により提出を受けた評価報告の内容について、外部有識者及び関係部局で構成する検討会（以下「評価検討委員会」という。）を開催し、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じて、事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 農産局長は、評価結果について、別記様式第5号に取りまとめ、速やかに公表するものとする。
- 5 成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内

に目標達成に向けた改善計画を別記様式第6号により提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

6 農産局長は、前項に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体に対し、再度評価報告を提出させるものとする。

第11 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

1 事業実施主体の体制

- (1) 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- (2) 物流、販路開拓等、複数の分野を専門とするオーガニックプロデューサー候補者が選定されているか。
- (3) 新規就農者への相談窓口対応の実績を有する者が参画しているか。
- (4) 民間有機指導団体と連携する体制が確保できているか。
- (5) 有機JAS制度に関する知見を有する者が参画しているか。

2 取組の高度化

- (1) 第5の1の取組において、拡大産地等からの課題・要望の把握の方法及び支援策の実施に向けた検討の方法が、具体的に定められた計画となっているか。
- (2) 第5の1の取組においては、複数の民間有機指導団体と連携する計画になっているか。
- (3) 第5の2(2)の取組を実施する計画となっているか。

第12 推進指導

国は、本事業の効果的かつ効率的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第13 その他不正行為に対する措置

農産局長は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別添

支援対象者の選考基準

第7の3（2）に掲げる「応募人数が定員に達した場合又は応募のあった額の総額が予算の範囲を超過することとなった場合」のポイント付けの基準は、次のとおりとする。

項目	採点基準	ポイント
1 事業実施計画の妥当性	（1）事業実施計画に記載及び添付された、①国産有機加工食品取扱事業者等からの取引要求や商談要請、②国内市場調査等の結果を踏まえた国産有機加工食品の取扱いに関する具体的な計画について a 具体的かつ妥当な内容である。 b おおむね具体的かつ妥当な内容である。 c 具体的ではなく、内容が乏しい。	a 10 ポイント b 5 ポイント c 1 ポイント
	（2）事業の実施による国産有機加工食品の取扱い見込みについて a 計画の実効性が高く、国産有機加工食品の取扱いが大いに期待できる。 b 計画の実効性があり、国産有機加工食品の取扱いが期待できる。 c 計画の実効性に乏しく、国産有機加工食品の取扱い見込みは低い。	a 10 ポイント b 5 ポイント c 1 ポイント
2 取組目標の妥当性	a 有機 JAS 認証の取得に加え、事業者等の需要調査等を踏まえた商品開発及び広報を行う目標を設定している。 b 有機 JAS 認証の取得のみを目標に設定している。	a 10 ポイント b 5 ポイント
3 新規開拓	a 国産有機加工食品を取り扱う事業者に対し、新たな契約に基づく新規取引に関する市場調査、商品開発及び広報が計画されている。 b 国産有機加工食品を取り扱う事業者に対し、新たな契約に基づく新規取引が計画されている。 c 国産有機加工食品を取り扱う事業者に対し、新規取引を行う計画となっていない。	a 10 ポイント b 5 ポイント c 1 ポイント
4 事業実施主体が取り組む共同調達実証への協力	a 本事業で有機 JAS 認証を取得した後、国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大に向けて、事業実施主体が取り組む国産有機加工食品原料産地調整・共同調達実証に協力する計画となっている。 b 本事業で有機 JAS 認証を取得した後、国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大に向けた計画となっているが、事業実施主体が取り組む国産有機加工食品原料産地調整・共同調達実証に協力する計画となっていない。	a 10 ポイント b 5 ポイント

(満点 計 50 点)